

東京工科大学懲罰委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京工科大学（以下「本学」という。）の教職員が、就業規則第46条の規定（以下「懲戒事由」という。）に該当する場合に、懲戒処分の種類等を審議するために設置する東京工科大学懲罰委員会（以下「懲罰委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(位置付け及び構成)

第2条 懲罰委員会は、理事長の諮問機関と位置付け、学長を委員長とし、次の各号に定める委員により構成する。

- (1) 専任教授のうち委員長が指名する者 若干名
 - (2) 事務局長
2. 委員長は、必要に応じ前項の委員以外の者並びに本学教職員以外の法律家等に懲罰委員会への出席、意見等を求めることができる。
3. 委員長は、必要に応じ懲罰委員会を招集し、議長となる。

(審議事項)

第3条 委員長は、理事長からの諮問に基づき下記の事項について審議する。

- (1) 懲戒処分を課す場合の懲戒処分の種類に関すること
- (2) その他理事長より諮問された事項

(弁明の機会の付与)

第4条 懲罰委員会は、当該事案に関する審議に際して、当該事案に関する当事者に書面又は口頭による弁明の機会を与えるなければならない。

(答申)

第5条 委員長は、懲罰委員会による審議の結果を、理事長に書面により答申する。

(守秘義務)

第6条 懲罰委員会の委員長及び委員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 本委員会の庶務は、大学事務局業務課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成22年12月22日から施行する。